第40号
昭和35年(1960)
2月10日発行

発行人
栃尾市
新潟県栃尾市
電話(代表)750番

広報とちお

昭和32年2月20日第三種郵便物認可　毎月10日発行(定価一部2円)

栃尾市の人口
(1月末日現在)
世帯数 7,227
人口 38,336人
男 18,559人
女 19,777人

今月の市税
▷固定資産税 4期分
▷都市計画税 2期分
▷軽自動車税 随時分
▷国民健康保険税 2月分
納期 2月29日

第六回 市議会定例会 (本会議第二日目)

三十三年度決算など可決

この日午前十一時開議、議長報告事項があったのち、議案審議にはいり、各常任委員会に付託されていた議案はそれぞれの委員長報告どおりいずれも原案可決されました。

議案審議のち活発な一般質問があり閉会いたしました。

なお、委員会に付託されていた請願、陳情も各委員長の審査報告により決定、この日提出された請願三件も採択ときまりました。

この日可決された議案は次のとおり。

【議案】

▽昭和三十三年度一般会計歳入歳出決算について

▽昭和三十三年度地方産業育成資金特別会計歳入歳出決算について

▽昭和三十三年度公益質屋特別会計歳入歳出決算について

▽昭和三十三年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

▽昭和三十三年度結核病床特別会計歳入歳出決算について

▽昭和三十三年度伝染病院特別会計歳入歳出決算について

▽昭和三十三年度上水道特別会計歳入歳出決算について

▽昭和三十四年度一般会計歳入歳出予算追加について

▽特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(一月十九日提出議案)

▽寄附を受けることについて

▽市有建物の処分について

▽市税賦課徴収条例の一部改正について

▽昭和三十四年度一般会計歳入歳出予算追加について

▽…さる十二月二十一日市役所に招集され、本会議第一日目…△

▽…を審議して休会中であった、第六回市議会定例会の本会…△

▽…議第二日目が一月十九日再開され、委員会に付託してあ…△

▽…った。議案八件、請願九件、陳情四件と、この日追加さ…△

▽…れた議案四件、請願三件をそれぞれ可決しました。…△

一般会計現計予算 二億六百万円となる

一般会計歳入歳出予算追加更正(第五号)が、さる十二月二十一日原案可決されました。

追加更正予算額は、二百十八万三百円であり、現計予算は、二億六百十五万二千七百円となりました。

歳入 追加更正のあらまし次のとおりであります。

▽昭和三十三年度一般会計歳入歳出予算追加更正(第六号)が、さる一月二十一日原案可決されました。

追加更正予算額は、二百十八万三百円であり、現計予算は、二億六百十五万二千七百円となりました。

歳入 追加更正のあらまし次のとおりであります。

使用料及び手数料、五万四千円、これは県手数料であります。

県支出金が十一八七百円、この内訳は負担金が六万二千七百円、補助金が五万六千円であります。

寄付金十万円、これは栃尾小学校教育設備費寄付金であります。

繰越金が百二十二万七千六百円、これは前年度繰越金であります。

雑収入が八万円、これは電々公舎より市道埋管路面復旧委託費であります。

以上で歳入合計二百十八万三百円で歳入歳出のバランスが計られております。

歳出 市役所費が二十万円の追加、これは市の例規集作成費であります。

保健衛生費が八万七千円の追加、これは火葬場の薪炭不足代であります。

繰越金が二十八万七千円、これは前年度繰越金であります。

以上で歳入歳出のバランスが計られております。

一般会計追加更正予算 二十八万七千円追加

一般会計歳入歳出予算追加更正(第六号)が、さる一月十九日提出され、原案可決されました。

今回の追加更正予算額は、二十八万七千円で、現計予算額は二億六百四十三万九千七百円となりました。

追加更正のあらまし次のとおりであります。

歳入 市税が六十八万円、これは都市計画税であります。

使用料及び手数料、五万四千円、これは小児予防接種手数料であります。

県支出金が十一八七百円、この内訳は負担金が六万二千七百円、補助金が五万六千円であります。

寄付金十万円、これは栃尾小学校教育設備費寄付金であります。

繰越金が百二十二万七千六百円、これは前年度繰越金であります。

雑収入が八万円、これは電々公舎より市道埋管路面復旧委託費であります。

以上で歳入合計二百十八万三百円で歳入歳出のバランスが計られております。

歳出 市役所費が二十万円の追加、これは市の例規集作成費であります。

保健衛生費が八万七千円の追加、これは火葬場の薪炭不足代であります。

繰越金が二十八万七千円、これは前年度繰越金であります。

以上で歳入歳出のバランスが計られております。

農業委員会の巻 ⑧

この委員会は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与するため、法によって設けられているものであり、その構成は、選挙による委員と選任による委員とからなっております。

この委員会の処理する事項は大別次のようになっております。

①会務の連絡調整、事務の統一、②農地関係補助金申請及び調査統計、③自作農維持創設関係、④農地又は採草牧地の樹利の移動統制等の利害関係のあっせん、争議の防止、⑪開墾促進並に営農指導、⑫農業及び農村振興計画、⑬技術の改良生産増強、⑭農業経営及び農民生活の改善、⑮農業課税対策など農政関係があげられます。

なお、事務局長には農業地の買収売渡し、⑦交換分合及び地目交換、⑧小作契約、⑨農地担当しております。

なお、まだ申請手続きをされていないかたは至急申請手続きをされるよう望みます。

【写真上は年金証書】

各課めぐり

国庫債券を買上げ

引換国庫債券および遺族国庫債券をおもちのかたで、生活に困るなどなにかの都合で早く現金に換えたいかたのために国で債券を買上げる制度があります。しかし、無制限に買上げるということでなく国の予算のわくがありますので、全部買上げできるとは限りませんが、希望者がありましたら、三月十日までに厚生課へおいでになって相談してください。

国勢調査 標語を募集

ことしの十月一日現在で国勢調査が実施されます。

そこで、この調査の趣旨の理解と認識を深めるために、次の要領で標語を募集いたしますから、奮って多数応募されるよう望みます。

◎期間 昭和三十五年国勢調査

◎応募資格 制限ありません

◎応募期間 三十五年三月一日から三十一日まで

◎応募方法

①応募は葉書一枚一題とし性別、年令、職業、勤務先を記入する

②表に「標語」と朱書する

③提出先

東京都千代田区三年町五、行政官庁庁統計基礎局内財団法人全国統計協会連合会

所得税の確定申告と納税は三月十五日まで

所得税の確定申告と納税は三月十五日までですから、申告と納税の相談は早目にいたしましょう。

本年は扶養控除が大巾に引上げとなっていますし、徴収猶予の制度もありますから、納税も有利な工夫で完納いたしましょう。

なお、農業所得者の納税は農協でも取扱っています。

納税証明が有料になりました

昭和三十五年一月一日から納税証明請求書は一通ごとに三十円の収入印紙を消印したいで貼付して請求して下さい。

(長岡税務署)

年金証書(老令)到着 近くお手もとに配付

昨年九月から申請手続きを行なってきた福祉年金申請はさる十二月末現在で約一、三〇〇件が市の審査を終り、そのつど県に送付してきました。そのうち老令関係一、一二〇件が県の審査を終り、証書が送付されてまいりました。今後続いて送付されてくる見込みですので、きたる二十日ごろまでには特別なものを除いてほとんど送付されてくる予定であります。

今までに送付されてきた証書のうち、一部分はすでにお渡しいたしましたが、現在市内に居住所、氏名(よりがな)が不明のかたは、市役所に保管してあるものと今後送付されるものをまとめて、近いうちに皆さんのお手もとにお届けいたします。

該当者はおられませんか? 旧軍人関係の恩給請求

七月末日で失権となる

一、全般的について

現在おこなっている旧軍人等及びその遺族の普通恩給、一時扶助料、公務扶助料、傷病恩給等の請求については、恩給法の一部改正により、大部分の人は手続きを終りましたが、この法律が施行されてから本年七月三十一日が満七年目にあたり、一部をのぞいてはこの日を過ぎると請求権利がなくなります。

請求手続きの済まない人は至急、福祉事務所までおいでになって手続きをしてください。

未請求となっている原因については次のようなものがあります。

①法を知らないもの又は誤解等のため請求権のあることを知らない人

②旧証書があるため、その一時扶助料、公務扶助料、傷病恩給等の請求については、恩給法の一部改正により、大部分の人は手続きを終りましたが、この法律が施行されてから本年七月三十一日が満七年目にあたり、一部をのぞいてはこの日を過ぎると請求権利がなくなります。

請求手続きの済まない人は至急、福祉事務所までおいでになって手続きをしてください。

未請求となっている原因については次のようなものがあります。

①法を知らないもの又は誤解等のため請求権のあることを知らない人

②旧証書があるため、その一時扶助料、公務扶助料、傷病恩給等の請求については、恩給法の一部改正により、大部分の人は手続きを終りましたが、この法律が施行されてから本年七月三十一日が満七年目にあたり、一部をのぞいてはこの日を過ぎると請求権利がなくなります。

請求手続きの済まない人は至急、福祉事務所までおいでになって手続きをしてください。

二、普通恩給・普通扶助料関係

①若年停止のため四十五才に達してから請求すればよいと思っている人

②旧証書を亡失、又は返還等のため証書がないから請求できないと思っている人

③旧証書を亡失、又は返還等のため証書がないから請求できないと思っている人

④実在職十二年若しくは十三年なければ請求权がないと思っている勤令六十八号

⑤改正恩給法は別算であるから旧既裁定者

⑥恩給を請求し裁定通知を受けたが請求権がないと思っている人

三、傷病恩給関係

①公務扶助料

②傷病恩給

③請求権の時効等あることを知らず、いつ請求してもよいと考えている人

④普通恩給権を有する者が当時の証明書等がないため未請求の人

四、一時恩給・一時扶助料関係

①引き続き七年以上の在職年がありながら一時恩給権のあることを知らないでいる人

②請求権の時効等あることを知らず、いつ請求してもよいと考えている人

③普通恩給権を有する者が昭和二十八年八月一日以後死亡した場合恩給法に規定する死亡者の兄弟姉妹(但し未成年又は不具はい疾で生活資料を得ることが出来ない場合)

④終戦に続く福祉年金申請に一時扶助料請求権があることを知らない人

⑤恩給は勤令六十八号で一年停止となっている人

⑥改正恩給法は別算であるから旧既裁定者

⑦恩給を請求し裁定通知を受けたが請求権がないと思っている人

⑧実在職十二年若しくは十三年なければ請求权がないと思っている勤令六十八号

⑨改正恩給法は別算であるから旧既裁定者

⑩恩給を請求し裁定通知を受けたが請求権がないと思っている人

二億六百万円となる

追加更正のあらまし次のとおりであります。

歳出 土木費が八万円の追加、教育費が七十四万一千八百円の追加、このうち教育費追加分は、小学校費が六万五千円、小学校費が四十六万六千二百円(この主なものは、義務設備費五万六千円であります。

電灯料の不足なお、四万一千二百円であります。

中学校費が五万六千七百円、教育諸費が五万六千七百円、社会教育費が五万四千円、公民館費が七万九百円、これは前年度繰越金であります。

保健衛生費が六千円の追加、この主なもの、小児マヒの予防ワクチン五万四千円であります。

財産費が百五万円の追加、この主なものは、計画事業資金等積立金の六十万円、建物購入料と旧荷頃支所の一部を所内として使用するための増工事費三十二万円、建物購入費五万円、土地購入費五万五千円であります。

統計調査費が四万円の追加

選挙費が六万二千円、諸支出金が十四万八百円、この主なもの、栃尾保健所施設充実補助十万円などであります。

歳入 市税が六十八万円、これは都市計画税であります。

使用料及び手数料、五万四千円、これは小児予防接種手数料であります。

県支出金が十一八七百円、この内訳は負担金が六万二千七百円、補助金が五万六千円であります。

寄付金十万円、これは栃尾小学校教育設備費寄付金であります。

繰越金が百二十二万七千六百円、これは前年度繰越金であります。

雑収入が八万円、これは電々公舎より市道埋管路面復旧委託費であります。

以上で歳入合計二百十八万三百円で歳入歳出のバランスが計られております。

歳出 市役所費が二十万円の追加、これは市の例規集作成費であります。

保健衛生費が八万七千円の追加、これは火葬場の薪炭不足代であります。

繰越金が二十八万七千円、これは前年度繰越金であります。

以上で歳入歳出のバランスが計られております。

財政事情公表 (十二月三十一日現在)

収支および負担の状況など

昭和三十四年七月一日から十二月三十一日までの、本市の財政の動きを明らかにするため「財政事情」を次のとおり公表します。(栃尾市長)

▽予算の執行状況

昭和三十四年六月末現在の一般会計の予算額は、前回公表のとおり一億七千七百七十万八千七百円でありましたが、その後数回にわたって追加更正を行ない、十二月末現在では二億六百十五万二千七百円となっており、その追加更正の内容は「別表一」のとおりであります。

なお、本年度から都市計画税を新たに設定しましたが、その額六十万円は事業資金としてそのまま積立てることになっております。

特別会計においては、国民健康保険会計が医療費支払準備金として三百万円、健康優良家庭表彰費として約十万円を追加し、産業育成資金会計では商工振興費として約六十万円を追加した程度で他の「四」会計においては当初計画に基いて進行しております。

予算及び、その執行状況を「別表五」へ掲げました。

▽住民負担の状況

昨年の同期に比較して見ますと、市税収納率は現年度分において九十六%から九十七%に、滞納繰越分は十六%から七%に、滞納繰越分は十六%から二十六%にそれぞれ上昇しており、よい現象ではありますが、滞納繰越分の収納率の低いことは遺憾に存じます。

なお、四月から十二月までの負担の状況を「別表二」に掲げました。

▽市有財産の現況

市有財産は、行政、財政、普通財産の三つに分けられておりますが、これを品目別に見ますと「別表四」のとおりとなります。なお、この中には「別表二」にもあるとおり今期中に建工した小中学校の屋体、教職等の建物、及び取得した土地、敷地等が含まれております。

▽起債の現在高

起債(前借を含む)の現在高は、約八千七百八十三万円となっておりますが、その中三千万円(起債前借六百万円を含む)は今期に上水道事業費として借入れたものであり内訳は「別表三」のとおりであります。

▽むすび

以上市財政の実態を公表しましたが、幸い本市においては台風災害もほとんどなく順調に運営されております。

しかしながら伊勢湾台風被害により、歳入における地方交付税が大巾に減額されることも充分考慮しなければなりませんので、予算執行につきましては、極力消費的経費を節約し健全財政を保つよう努力しております。

なお、本年当初計画いたしました公民館建築については諸般の事情により次年度へ持越しとなりましたことを申し添えて、皆様のよいつそうのご理解とご協力をお願いする次第であります。

ねずみ駆除運動で 一万三百匹を捕殺

県、市町村、住みよい郷土みなさくらい尾小学校で抽せん会が行なわれ、別表のとおり決まりましたが、なお、市でのねずみ取りの成績は次のかたがたです。

①小池久男(天平)五十九匹

②島 久治(栃堀)五十六匹

③金内孫平(西中野俣)四十二匹

④大橋正蔵(徐原)四十一匹

⑤飯浜官司(二ッ郷屋)四十匹

⑥諏佐孝一郎(西中野俣)

建設協会などの主催によって実施された、県下いっせいのねずみ駆除運動は、みなさまのご協力により全市で一万三百十九匹(一世帯当り一・四匹)捕殺されました。この運動と同時に発行された、ねずみ駆除運動はみなさまの協力により決まりました。

基本選挙人名簿確定登録人員数

昭34.12.20現在

地区別	男	女	計
栃尾	3,542	4,475	8,017
上塩谷	993	1,062	2,055
東谷	1,533	1,731	3,264
荷頃	10,55	1,167	2,222
西谷	386	388	774
入東谷	597	645	1,242
中野俣	542	572	1,114
半蔵金	369	364	733
総計	10,308	11,849	22,157

ネズミ退治の当せん番号

(市独自のもの)

1等 1378
2等 1312 72
3等 1093 1984 958
4等 57 592 788 793 1877 922 1885 1498 1105 1038 1981 1056 1445 1466 0113 0486 1237 1547 0898 1876 1706 0263
5等

夜間図書貸出しは 水曜日に変更

栃尾市公民館では今まで備付図書を金曜日に貸出しておりましたが、いろいろの都合で、今后毎週水曜日午后七時から九時まで貸出しをすることに変更いたしました。一人一冊一週間無料で貸出します一人でも多く利用いたしましょう。読書は身の教養を高め実際生活を向上するために必要な知識を知り、楽しく明るい生活設計の資料が得られます。公民館では日中開がなく借りられない住民のため、夜間貸し出しをやっているのですから、おおいに愛読下さるようお待しています。

(栃尾市公民館図書室)

引換期間 三月末日まで
引換場所 栃尾市役所

國民年金問答

【問】今度国民年金制度が施行されましたが、その主旨はどうなのでしょうか、また拠出制の二本立てで拠出制を中心として無拠出制を経過措置としたのでしょうか

【答】我が国の国民年金制度は、社会保障制度の一環として施行されたもので、イギリスを初め先進国はほとんど施行されております。

拠出による国民年金制度は共同運帯でこのような準備をすると、全部国が負担する事になり、それにみずからして困難であり、いつ法律改正されるかという不安が生じてまいります。

老令、疾病、生計中心者の死亡に基く所得能力喪失の事故が発生した場合に、所得の補てんを行うもので、この事故が発生した場合に、所得の補てんを行うもので、この事故によって左右されないで給付を拠出した者の権利として受けられるようにするのが目的であります。

人の自発的な準備にまかせず、共同運帯でこのような準備をすると、全部国が負担する事になり、それにみずからして困難であり、いつ法律改正されるかという不安が生じてまいります。

なお、本年当初計画いたしました公民館建築については諸般の事情により次年度へ持越しとなりましたことを申し添えて、皆様のよいつそうのご理解とご協力をお願いする次第であります。

拠出制の二本立てとしたことも充分考慮しなければなりませんので、予算執行につきましては、極力消費的経費を節約し健全財政を保つよう努力しております。

なお、本年当初計画いたしました公民館建築については諸般の事情により次年度へ持越しとなりましたことを申し添えて、皆様のよいつそうのご理解とご協力をお願いする次第であります。

なお、本年度から都市計画税を新たに設定しましたが、その額六十万円は事業資金としてそのまま積立てることになっております。

特別会計においては、国民健康保険会計が医療費支払準備金として三百万円、健康優良家庭表彰費として約十万円を追加し、産業育成資金会計では商工振興費として約六十万円を追加した程度で他の「四」会計においては当初計画に基いて進行しております。

予算及び、その執行状況を「別表五」へ掲げました。

▽住民負担の状況

昨年の同期に比較して見ますと、市税収納率は現年度分において九十六%から九十七%に、滞納繰越分は十六%から七%に、滞納繰越分は十六%から二十六%にそれぞれ上昇しており、よい現象ではありますが、滞納繰越分の収納率の低いことは遺憾に存じます。

なお、四月から十二月までの負担の状況を「別表二」に掲げました。

▽市有財産の現況

市有財産は、行政、財政、普通財産の三つに分けられておりますが、これを品目別に見ますと「別表四」のとおりとなります。なお、この中には「別表二」にもあるとおり今期中に建工した小中学校の屋体、教職等の建物、及び取得した土地、敷地等が含まれております。

▽起債の現在高

起債(前借を含む)の現在高は、約八千七百八十三万円となっておりますが、その中三千万円(起債前借六百万円を含む)は今期に上水道事業費として借入れたものであり内訳は「別表三」のとおりであります。

▽むすび

以上市財政の実態を公表しましたが、幸い本市においては台風災害もほとんど無関係で運営されております。

しかしながら伊勢湾台風被害により、歳入における地方交付税が大巾に減額されることも充分考慮しなければなりませんので、予算執行につきましては、極力消費的経費を節約し健全財政を保つよう努力しております。

なお、本年当初計画いたしました公民館建築については諸般の事情により次年度へ持越しとなりましたことを申し添えて、皆様のよいつそうのご理解とご協力をお願いする次第であります。

別表一 (イ)歳出 (単位万円)

道路維持修繕費	601
橋梁維持修繕費	687
上塩小学校屋体建築費	1337
東谷小学校給食室建築費	334
栃尾中学校校舎増築費	234
学校等施設充実費	410
荷頃中学校校舎増築費	540
一之貝教員住宅建築費	477
明星・みどり保育所新改築費	790
農山漁村振興対策費	177
農村振興事業費	301
農業土木費	222
農地集団化事業費 (人面)	303
その他産業経済費	342
ガス供給所敷地その他土地購入費	225
旧荷頃支所を診療所への改築費	336
統計調査費	△ 22
消防水槽設置変更費	5
ポンプ自動車購入費	205
職員費	
諸支出金(産業育成資金60万円返還金65万円ガンセンター建設寄附金23万円外)	

(ロ)歳入

国の支出金	822
県の支出金	829
寄附金	179
前年度繰越金等	2131

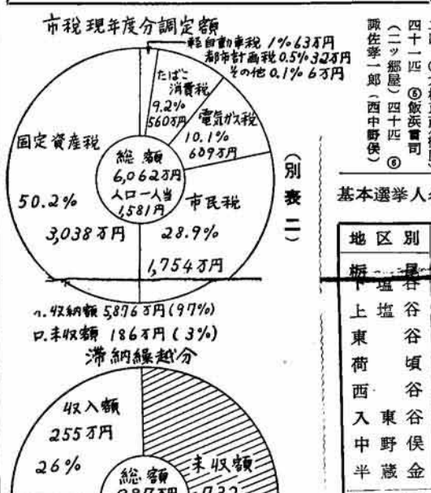

(別表二)

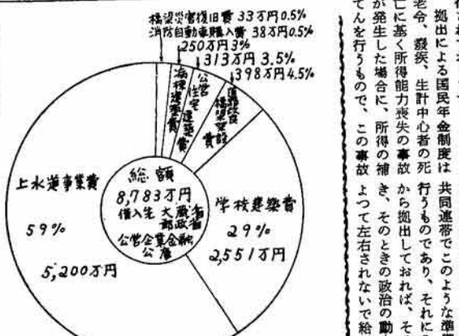

(別表三)

別表四

土地	83,708坪	3,896万円
建物	16,943坪	8,472 〃
機械器具設備構造物	—	1,325 〃
その他		13,906 〃
合計		

別表五 (イ)予算の状況 (単位千円)

会計区分	6月末現在予算額	7月~12月追加更正予算額	計
一般会計	177,709	28,444	206,153
特別会計(6会計の合計)	78,615	産 619 / 国 3,101	82,335
計	256,324	32,164	288,488

(ロ)予算の執行状況 (単位千円) ( )内は6月末現在

会計区分	調定済額	収入済額	予算額に対する収入歩合 %	歳出	予算執行割 %	収入一才出
一般会計	200,672 (112,885)	191,493 (101,539)	92,9 (57,1)	134,892 (32,733)	65,4 (18,4)	56,601 (68,806)
特別会計	75,201 (23,748)	73,712 (22,171)	89,5 (28,2)	62,098 (7,094)	75,4 (9,0)	11,614 (15,077)
(6会計の合計) 合計	275,873	265,205	91,9	196,990	68,3	68,215